

Ⅲ 地域精神保健福祉活動の現状

1. 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業

精神障害者の地域移行・地域定着については、平成24年度の障害者自立支援法の改正により、市町が行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が同法に基づく個別給付対象となったため、平成23年度まで県が実施してきた地域移行支援特別対策事業（補助金事業）を終了し、その後継事業として、本事業を実施している。

本事業は、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することを目的とする。

令和元年度においては、運営協議会・圏域協議会の開催（※1）、精神障害者地域移行・地域生活支援関係者研修を行った。また、高松圏域・小豆圏域では精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業に取り組んだ。また、各圏域の取組みの共有と横展開のため各圏域の医療・福祉・行政の代表者が集い地域包括ケアシステムワーキングを実施した。

（※1）運営協議会：各機関の長で構成され、県下全体の事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

圏域協議会：事業担当者等で構成され、各圏域における事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

(1) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業実施状況

表20 協議会の開催回数（令和元年度）

運営協議会	地域包括ケア ワーキング	圏域協議会				
		小豆	東讃	中讃	西讃	高松（※2）
1回	3回	4回	1回	3回	6回	11回

（※2）自立支援協議会（精神保健福祉部会）と連携した地域移行・地域定着推進連携会議

表21 精神障害者における地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の状況（県内17市町合計）
（件）

		10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計	
		申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定
28年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
29年度	地域移行支援	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	3	3
	計	0	0	0	0	2	1	1	1	3	2	0	0	0	0	6	4
30年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	6	6
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	3	3
	計	0	0	0	0	0	0	3	3	4	4	2	2	0	0	9	9
元年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	1	1	5	5
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	4	4
	計	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3	3	3	1	1	9	9

※申請書受理件数・・・各年度の申請書を受理した件数（※年度末までに給付要否の決定をしたものに限る）

※給付決定件数・・・給付決定日が各年度の件数（却下件数を除く）

表 22 精神障害者地域移行・地域生活支援関係者研修・交流会実施状況

	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域移行・地域定着事業	・ピアサポーター養成講座 ・ピアサポーターフォローアップ事業(交流会)	3回 1回	33名 11名
東讃保健福祉事務所	精神障害者の地域生活を支える会	・管内における精神障害者地域移行の動向 ・講演「地域移行の実践」 講師：地域活動支援センターほっと 相談支援専門員 遠藤啓氏 ・質疑応答	1回	13名
中讃保健福祉事務所	中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議研修会	講義「地域移行支援について～事業概要、利用の流れ、実際の支援、効果など～」 講師：障害者地域生活支援センターほっと 遠藤啓氏 香川県密着アドバイザー 大西病院 船間雄太氏	1回	45名
西讃保健福祉事務所	観音寺市・三豊市出身の患者と地元支援機関との交流会	地域にある精神科病院(清水病院、永康病院、しおかぜ病院)を訪問し、患者及び病院スタッフに対しての、地域の状況に関する情報提供と患者ニーズの把握を行った。	3回	55名
	精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修会	西讃圏域(観音寺市及び三豊市で構成する圏域をいう。)の精神障害者が住みなれた地域で、本人の希望する暮らしや充実した生活を送ることができるよう、関係機関等が連携して必要な支援を推進するため、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修会を2回実施した。	2回	36名
障害福祉課	ピアサポーター養成・派遣事業	・ピアサポーター養成研修(高松圏域と共催) ・ピアサポーターの登録・派遣随時	3回	63名
	精神障害者地域移行・地域定着関係者研修会	講義、グループワーク 講義「精神障害の理解」「福祉専門職としてのかかわり論」「精神障害者支援の実際」 講師派遣と共催 精神保健福祉士協会	1回	35名

表 23 関係者会議等実施状況

	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域移行・地域定着事業	○自立支援協議会(精神部会) 精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議 ・社会資源ワーキンググループ ・普及啓発ワーキンググループ ○病院面接(27名を対象に実施)	4回 8回 8回	80名 69名 64名
	精神障害者通報等関係者連絡会	・精神障害者の通報の現状 ・措置入院の運用に関するガイドラインについて ・退院後支援に関するガイドラインについて ・法第47条精神障害者等連絡票について ・意見交換 等	1回	13名

東讃保健福祉事務所	精神障害者地域移行・地域定着支援を考える会	<ul style="list-style-type: none"> 高松圏域の取組みについて 講師：高松市障がい者基幹相談支援センターセンター長 照下善則氏 平成30年度精神障害者の地域移行・地域定着支援を考える会の振り返りと令和元年度の事業計画 グループワーク 	1回	22名
	精神障害者通報等関係者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 東讃保健所における通報等に関する各種統計 措置入院の運用に関するガイドラインについて 退院後支援計画について 精神障害者等連絡票について 意見交換 等 	1回	26名
	精神保健に関する高松市との連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 東讃保健所における通報等に関する各種統計 精神障害者等連絡票について 退院後支援計画について 意見交換 等 	1回	12名
中讃保健福祉事務所	中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> 香川県の地域移行・地域定着支援事業について 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、自立支援協議会について 中讃地域自立支援協議会（東圏域：地域包括ケア部会、西圏域：精神保健福祉部会）の活動について 地域移行の困難要因に対する各機関での取り組み可能な活動について 事例報告 今年度会議の振り返り 各機関が抱える課題について 	3回	145名
	通報等関係者連絡会	<p>第1回：警察署と検察庁が参加。 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度通報受理・対応状況について報告 法23条・24条通報の運用に関する協議 </p> <p>第2回：第1回参加者及び管内精神科病院、市町担当者、精神保健福祉センター 講義「通報等対象者の見立て」 講師：精神保健指定医 通報対応の実際について見識を深めるとともに、市町や病院と連携体制について確認を行った。</p>	2回	55名
西讃保健福祉事務所	病院と行政機関等との連絡会	入院が長期化しそうな患者や病状的に退院できるが長期入院となっている患者の要因を共有し、退院にむけての支援策検討のために実施。	2回	30名
	通報等関係者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 香川県の通報に関する現状 管内における精神障害者の現状及び通報対応状況 管内における精神保健福祉活動の取組みについて 意見交換 	1回	16名
高松圏域 (障害福祉課 高松市他)	地域移行・地域定着推進連携会議	<ul style="list-style-type: none"> 高松圏域内の現状把握と課題の共有 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業の検討、実施・報告 精神科病院訪問面接、個別検討 ピアサポート活動に係る事業（養成研修、ピア支援者聞き取りアンケート、ピア協働企画会議） 家族支援ワーキングの実施 地域移行関係職員に対する研修会についての検討、実施（スーパーバイザー派遣事業含む） 	11回	-
障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムの構築とは？圏域の現状をアセスメントしよう」 地域移行支援事業と高齢分野との連携について 今年度の振り返りと来年度に向けて 	3回	74名

2. 保健所の精神保健福祉活動

保健所は、地域における精神保健活動の第一線の行政機関であり、精神障害者の早期発見・早期治療の促進及び精神障害者の社会参加を援助するための相談及び指導を行うほか、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を実施している。

(1) 精神保健福祉相談・訪問指導事業

各保健所において、精神障害の早期発見・早期治療を目的とした精神保健福祉相談を定期的に実施するとともに、再発防止、家庭内調整を図るための訪問指導を行っている。

表 24 訪問指導件数

年度	実人員	延 人 員											計
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギヤ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	てん かん	その他	自殺 関連 (再)	
24	845	1,924	40	116							643		2,723
25	971	1,748	72	223							882		2,925
26	850	1,854	40	174	38	0	4	317	3		347		2,774
27	720	2,083	54	157	29	3	10	369	1	1	308	26	3,016
28	678	2,012	32	154	8	0	32	397	0	12	297	16	2,944
29	622	2,005	55	168	10	2	23	488	3	0	422	14	3,176
30	617	2,049	58	155	40	3	24	426	2	8	335	25	3,100
元	668	1,964	60	204	23	0	17	513	2	11	281	16	3,075

※高松市保健所実績含む

※H 26 年度から実績報告区分を変更、自殺関連は再掲である。

表 25 精神保健福祉相談件数

年度	来 所 相 談													計
	実人員	延 人 員												
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギヤ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	てん かん	その他	自殺 関連 (再)		
24	570	723	17	62			31	283			72		1,188	
25	501	811	23	36			24	257			115		1,266	
26	564	828	22	55	20	3	22	253	6		116		1,319	
27	513	863	27	50	16	7	21	273	7	0	116	14	1,380	
28	405	586	16	45	14	1	17	293	2	11	87	12	1,072	
29	481	719	14	71	15	6	44	377	16	2	164	24	1,428	
30	468	775	38	51	17	9	54	349	12	6	150	14	1,461	
元	450	713	32	78	11	4	41	450	17	13	68	18	1,427	

※高松市保健所実績含む

※H 26 年度から実績報告区分を変更、自殺関連は再掲である。

表 26 電話相談（延人数）

年度	電話相談											
	延 人 員											
	社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	その他	自殺 関連 (再)	計
24												4,485
25												5,124
26												4,929
27	3,439	60	86	4	3	36	1,449	5	8	480	37	5,573
28	3,626	36	121	9	12	18	1,309	4	31	363	17	5,529
29	3,350	58	197	16	1	45	2,068	3	1	529	25	6,268
30	4,826	78	263	28	25	75	2,603	13	5	426	51	8,343
元	5,870	55	281	46	10	45	3,142	16	16	382	59	9,863

※高松市保健所実績含む

※H 27 年度から実績報告区分を掲載、自殺関連は再掲である。

(2) 社会復帰相談指導事業（デイケア）

回復途上にある精神障害者に対して、対人関係の改善、意欲の向上、社会生活への適応性の促進を図ることを目的とする。平成 22 年度以降、県内では高松市保健所のみで実施している。

表 27 社会復帰相談指導事業における社会復帰等の状況

年 度	社会復帰したもの					中止したもの				合計 ③ (①+②)	継続 ④	その 他 ⑤	対象者 ⑥ (③ +④+ ⑤)	社会復 帰した 者の割 合 ① / ⑥
	就労	家業	家事	その他	小計 ①	再入院	死亡	その他	小計 ②					
24	4	1	1	1	7	0	0	2	2	9	14	9	32	21.9%
25	2	0	0	0	2	0	0	4	4	6	13	11	30	6.7%
26	1	0	0	0	1	1	0	3	4	5	15	11	31	3.2%
27	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	24	0	26	7.7%
28	1	0	0	1	2	1	0	2	3	5	12	5	22	9.1%
29	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	15	4	21	4.8%
30	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	12	2	16	12.5%
元	2	0	1	0	3	0	0	1	1	4	13	1	18	16.7%

(3) 社会参加促進事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧 障害者自立支援法）に基づく都道府県地域生活支援事業の一環として、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るとともに、精神障害者を抱える家族への支援、また、地域社会への知識普及啓発を行うなど地域の実状を踏まえた事業を実施した。

表 28 当事者・家族への支援・交流会等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	組織育成強化事業 (家族指導事業)	地域移行・地域定着に向けて家族を支援する。	臨床心理士をファシリテーターとしたグループワーク	5回	40名
	地域の暮らしに役立つセミナー	地域移行・地域定着支援に係る基本的知識及び技術の取得を図る。	健康やこころの病気についての学習会、パソコン教室、レクリエーション等	7回	57名
	スノードロップ	当事者同士の交流	当事者会	11回	42名
東讃保健福祉事務所	家族のための学習会	精神障害者の家族が精神疾患や障害について理解を深めるとともに、他の家族との交流を図りながら、より良く暮らしていけるよう学習会や座談会等を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や治療について ○保健福祉サービスの活用について ○就労や日中活動の場について ○施設見学 ○経済的な支援について ○権利擁護の制度やサービスについて ○ほっと一息タイム、等 	9回	99名
中讃保健福祉事務所	当事者交流会	ピアサポート活動に関心のある精神障害者が、当事者同士やボランティア、支援者と交流する機会を設ける。併せて、最新の社会資源情報を提供することで、地域生活での自信や達成感につなげ、地域移行・地域定着を促進する。	ピアサポート活動に関心のある精神障害者、ボランティア、支援者の交流会を開催 ・1回目：音楽療法 ・2回目：健康体操 ・3回目：調理実習	3回	44名
	統合失調症の家族会	統合失調症の家族が精神疾患や障害について理解を深め、周囲の人がどのような関わりを持てばよいのかを学ぶために研修会を開催、併せて家族間の交流を図る場を提供する。	患者家族及び支援者を対象に学習会を開催 ・統合失調症について ～薬物療法を中心に～ 講師：精神科医 川田 浩氏	1回	41名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
西讃保健福祉事務所	統合失調症の家族教室	家族が精神疾患や障害について理解を深めると共に、他の家族との交流を図りながら、よりよく暮らせるように支援する。	学習会（病気や治療について、関わり方について、利用できるサービスについて等）情報交換、話し合い、当事者の体験談を聴く等	4回	78名
高松市保健所	統合失調症家族教室	統合失調症の方が安心して暮らすために、身近な家族が病気を正しく理解して、必要な知識を得て、家族が交互に語り合い力量を高める。	講義とグループワーク	5回	80名
	アルコール問題を考える家族のつどい	アルコール問題を抱えた方の家族が、共に語り合い、アルコール依存症への理解を深め、相互に支え合い、酒害者の回復を支援する。	基礎知識の学習とグループワーク	12回	87名
	うつ病家族教室	うつ病治療中の方を抱えた家族が、うつ病の正しい知識や接し方を学び、家族同士が語り合うことで、家族が心の余裕を取り戻す。	講義と交流会	5回	80名
	当事者のための生活スキルアップセミナー	精神障害者自身が、社会生活に適当し自立するために、当事者同士が集い、社会生活に関する知識・技術を学ぶ。	講義やSST、食事・運動等の実技及び施設見学、交流会	8回	28名

表 29 当事者・家族への支援・交流会等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	思春期メンタルヘルス事業	精神保健福祉に関する知識やストレスへの対処に関する知識の普及啓発	高校文化祭へ参加し、胎児モデルの展示、相談コーナーの設置、ゲーム依存についての展示等	1回	97名
東讃保健福祉事務所	高校生を対象とする心の健康出前講座	精神疾患に対する誤解や偏見を少なくするため、また、精神疾患の早期発見のために、早くからこころの健康についての関心を持ち、正しい知識を身につけられるように、高校生を対象に出前講座を実施した。	講義「こころの病気について」等	5回	1,099名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
中讃保健福祉事務所	自殺対策普及啓発事業	地域における「気づき、つなぎ、見守り」をスローガンとした仕組みづくりを推進するために自殺対策の普及啓発を行う。	①商工会の会報誌に心の健康について投稿 ②心の健康出前講座の開催 ③看護学生等への健康教育 ④町実施の健康まつりにおける啓発	① 5 回 ② 2 回 ③ 7 回 ④ 1 回	359 名 (②~④ 合計)
西讃保健福祉事務所	こころのバリアフリーを考えるグループ会 (ひだまりの会)	精神障害に対する偏見について考え、バリアフリーの意識をひろめるための活動を行う。	障害の有無に関わらず、誰もが希望する地域で、安心して生活できる地域づくりの気運を醸成するとともに、その活動をおとして参加者及び地域全体のメンタルヘルスの向上のため、グループ活動を実施した。	5 回	90 名
高松市保健所	こころの健康地域・職域啓発	広く市民に対しこころの健康づくりに関する知識・情報を伝えること。また、ゲートキーパーの役割を認識することで、自らの命や地域のつながり等を考えることができる。	こころの健康づくりに関する普及啓発事業。うつ病、アルコール関連問題、ゲートキーパーに関して、医師及び保健師、臨床心理士等による健康教育。	125 回	5,660 名
	こころの体温計システムの活用	市民が自分自身のこころの健康を把握でき、相談窓口を広く周知するためのツールとなり、こころの健康に関心を持つ市民が増える。	市民が携帯電話やパソコンを利用して、「こころの体温計」システムにアクセスし、「本人」「家族」「赤ちゃんママ」「アルコールチェック」等のモードでセルフチェックを行い、相談窓口を閲覧。	-	48,231 名
障害福祉課	精神保健福祉に関する知識普及啓発事業	一般住民に対する講演会や健康展の実施により精神保健福祉の正しい知識の普及啓発を図る。	「第 48 回香川県精神保健福祉大会」 サンポートホール高松 ・当事者による公演 ・講演「青年期のこころを支援する」 講師 公益財団法人慈圭会 精神医学研究所所長 青木省三 氏 ・大会宣言	1 回	305 名
			「第 40 回こころの健康展」 イオンモール高松で 2 日間実施。 ・精神障害者の作品展示や即売 ・啓発パネルや事業所紹介 ・クイズラリー ・ワークショップ	1 回	約 700 名

3. 精神保健福祉センターの活動

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されている。その内容は、①精神保健福祉に関する知識の普及、②精神保健福祉に関する調査研究、③精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、④精神医療審査会の事務局の役割、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、⑥精神通院医療費の公費負担の判定、⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の規定により、市町村に対して意見を述べることや必要な援助を行うことである。

また、都道府県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならないが、センターの目標は、地域住民の精神的健康の増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

センターの業務は、運営要領により次のとおりである。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能を持つことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

表 30 精神保健福祉センターにおける相談等（令和元年度）

	相談、デイ・ケア、訪問指導					(再掲) 相談												
	実 人 員	(再掲) 新規者の受付経路				実 人 員	延人員											
		保 健 所	市 町	医 療 機 関	そ の 他		老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	思 春 期	づ 心 の 健 り 康	う う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
被指導人員	346	0	8	13	122	346	29	427	63	105	86	217	566	49	5	0	76	1,639

	(再掲) デイ・ケア (休止中)		(再掲) 訪問指導		電話相談	Eメール相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員	延人員
被指導人員			22	83	5,517	98

	普 及 啓 発	
	地域住民への講演会等	精神障害者（家族）に対する教室等
開催回数	1	59
延人数	51	236

	技術指導・援助（延件数）													教育研修	
	老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	思 春 期	心 の 健 康 づ くり	ひ き こ も り	自 殺 関 連	犯 罪 被 害	災 害	そ の 他	計	延 件 数	参 加 延 人 員
保 健 所		8	1	1		1	2					2	15	5	212
市 町	3	21	1			2	8	4	2			6	47	2	52
福 祉 事 務 所													0	0	0
医 療 施 設													0	0	0
介護老人保健施設													0	0	0
障害者支援施設													0	0	0
社会福祉施設			1										1	1	32
そ の 他					1								1	33	2,100
実 施 件 数	3	29	3	1	1	3	10	4	2	0	0	8	64	41	

	組 織 育 成					計
	患者会	家族会	断酒会	職親会	その他	
支援件数	0	0	32	0	0	32